

倉敷記念病院通所リハビリテーション 料金表

【2023年度改定】

	【大規模Ⅰ】	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	1時間以上2時間未満	361円/回	392円/回	421円/回	450円/回	481円/回
	2時間以上3時間未満	375円/回	431円/回	488円/回	544円/回	601円/回
	3時間以上4時間未満	477円/回	554円/回	630円/回	727円/回	824円/回
	4時間以上5時間未満	540円/回	626円/回	711円/回	821円/回	932円/回
	5時間以上6時間未満	599円/回	709円/回	819円/回	950円/回	1,077円/回
	6時間以上7時間未満	694円/回	824円/回	953円/回	1,102円/回	1,252円/回
	7時間以上8時間未満	734円/回	868円/回	1,006円/回	1,166円/回	1,325円/回
加算料金	リハビリテーションマネジメント加算(B)イ 開始月から6ヵ月以内				830円/月	
	開始月から6ヵ月超				510円/月	
	リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ 開始月から6ヵ月以内				863円/月	
	開始月から6ヵ月超				543円/月	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算				110円/回	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)				240円/回	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)				1,920円/月	
	生活行為向上リハビリテーション実施加算				1,250円/月	
	入浴介助加算(Ⅰ)				40円/回	
	入浴介助加算(Ⅱ)				60円/回	
	若年性認知症利用者受入加算				60円/回	
	栄養アセスメント加算				50円/月	
	栄養改善加算				200円/回	
	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)				20円/回	
	口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)				5円/回	
	口腔機能向上加算(Ⅰ)				150円/回	
	口腔機能向上加算(Ⅱ)				160円/回	
	重度療養管理加算				100円/回	
	中重度者ケア体制強化加算				20円/回	
	科学的介護推進体制加算				40円/月	
	移行支援加算				12円/回	
	リハビリテーション提供体制加算		3時間以上4時間未満		12円/回	
			4時間以上5時間未満		16円/回	
			5時間以上6時間未満		20円/回	
			6時間以上7時間未満		24円/回	
			7時間以上		28円/回	
	理学療法士等体制強化加算				30円/回	
	同一建物減算				-94円/回	
送迎減算(片道)				-47円/回		
サービス提供体制加算(Ⅰ)				22円/回		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の47/1000			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数の20/1000			
介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の10/1000			

その他の料金

○食費650円／回

○おしめ代（デイケアから提供した場合）

・パット50円／枚 ・紙パンツ200円／枚

○創作活動等でキット等を使用する場合材料代を請求させていただくことがあります。

○制度改正や体制の変更等の理由により基本料金や各種加算料金の変更がありますので、その時にはお知らせいたします。

○また利用されるサービス内容や回数によって利用料金を変更します。

○お支払いは月払いとなっています。毎月中旬に請求書を発送し、毎月27日には口座引き落としとなります。

各種加算説明

■リハビリテーションマネジメント加算(B)イ・(B)ロ

○ご利用開始して前後1ヶ月以内に理学療法士等がご自宅にお伺いして、本人様の身体の状況や家屋の状況等を把握するため能力検査等を実施します。

○リハビリ会議にて医師から直接本人様に説明をし、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種のスタッフが共同して、利用者様ごとのリハビリ計画を作成します。リハビリの実施記録を作成し、リハビリの進捗状況を定期的に評価・見直しを行います。必要に応じてケアマネージャーや他のサービス事業者に対して日常生活で注意する点や介護の工夫等の情報を伝えます。

■短期集中リハビリテーション実施加算

○医療機関を退院または介護老人保健施設を退所した日を起算として、集中的にリハビリを提供します。また要支援から要介護に介護度が変更になった場合（認定有効期間の開始日を起算日とします）も集中的に行います。

○起算日から3ヶ月間は1週につき2日以上のご利用で、1日40分のリハビリを実施します。

■認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)(II)

○対象となる認知症の利用者様に対して、認知症のリハビリテーションの研修を受けた医師の指示を受けた理学療法士等がリハビリテーション実施計画に基づき、記憶の訓練、日常生活動作訓練等を組み合わせたプログラムを提供します。

■生活行為向上リハビリテーション実施加算

○日常生活の動作や家事や趣味といった活動、家庭の中や地域への社会参加などの生活行為の向上に焦点をおき、自宅などの実際の生活場面における具体的な評価指導を起算月から6ヶ月間毎月1回実施します。

■入浴介助加算(I)(II)

○利用者様の状態観察ならびに介助を行って安全に入浴していただけるよう支援します。

○自宅での入浴を目標にご自宅の浴室環境を評価し、個別の計画を立て入浴訓練等の支援をします。

■若年性認知症利用者受入加算

○若年性認知症の利用者様を受け入れ利用された場合に算定します。

■栄養アセスメント加算

○管理栄養士が介護職員等と共に栄養アセスメントを行います。

■栄養改善加算

○低栄養の状態の利用者またはそのおそれのある利用者に対して、医師、管理栄養士、理学療法士等、看護職員、介護職員その他の職種のスタッフが共同して、利用者様ごとの栄養ケア計画を作成します。利用者様の栄養状態を定期的に記録し、栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価・見直しをします。

■口腔栄養スクリーニング加算(I)(II)

○口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行います。

■口腔機能向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)

○医師、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種のスタッフが共同して、利用者様ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成します。口腔機能向上サービスを提供し実施記録を作成します。定期的に指導計画の進捗状況进行评估します。

■重度療養管理加算(要介護3・4・5の対象となるご利用者様のみ)

○厚生労働大臣が定めた状態(例えば頻回な吸引を行っている、人工呼吸器を使用している等)の利用者様に対して、計画的な医学的管理を継続に行った場合に算定します。

■中重度者ケア体制管理加算

○前年度又は算定日が属する月の前3月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が3以上である方の占める割合が100分の30以上である場合に算定します。

■科学的介護推進体制加算

○日常生活の状況、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の情報を、厚生労働省に提出し計画を見直すなど活用しています。

■移行支援加算

○通所リハビリテーションの利用により日常生活動作や家事動作等の能力が向上し、社会参加が行えるように支援します。

■リハビリテーション提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)(Ⅴ)

○リハビリテーション専門職の配置が基準より手厚い体制を構築し、リハビリマネジメントに基づき利用時間3時間以上のサービスを提供している場合算定します。

■理学療法士等体制強化加算

(1時間以上2時間未満のご利用者様のみ)

○専従の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置しています。

■同一建物減算

(せいわ住宅型にご入居の方)

○通所リハビリの事業所と同一建物に入居されている方がその事業所のサービスを利用された場合、1回につき送迎加算分94円を引くことになりました。ただし傷病ややむを得ない理由により送迎を行った場合は94円を引かない場合があります。

○当事業所は本人様の安全を考慮し、必ずスタッフが送迎時につくようにしております。

■送迎減算

○利用者が自ら通う方、家族が送迎をされる方は、片道ごとに引くこととなります。

■サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

○介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上で、手厚いケアを提供します。

■介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

■介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

○介護職員の確保と適正なサービスを提供するために設けられました。

○金額は利用された月の基本サービス費と加算・減算の合計に6.7%額となりますので、毎月のご利用状況によって金額が異なってきます。

お問い合わせ

倉敷記念病院 通所リハビリテーション

相談員または事務担当 ☎ 086-460-0020